

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表

公表日：2023年7月10日

【東海国立大学機構】

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	75.4%
常勤職員	69.1%
非常勤職員	154.1%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

常勤職員：東海国立大学機構職員就業規則の適用者を対象とし、任期付職員を含む。

非常勤職員：常勤職員以外を対象とし、派遣職員を除く。